青梅市職員の懲戒処分に関する指針について(適用日:平成18年11月1日)

第1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。 具体的な量定の決定に当たっては、

1 非違行為の態様、被害の大きさおよび司法の動向など社会的重大性の程度

2 非違行為を行った職員の職責、過失の大きさおよび職務への影響など信用失墜の度合い

3 日常の勤務態度および常習性など非違行為を行った職員固有の事情

等のほか、適宜、非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得る。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

また、過去に非違行為を行い懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び同様の非違行為を行った場合は、量定を加重する。

第2 標準例

	違反行為	事 由	懲戒処分の種類
—	欠 勤	正当な理由がなく過去1年間に3日以上10日未満の間勤務を欠いた場合	減給または戒告
般		正当な理由がなく過去1年間に10日以上21日未満の間勤務を欠いた場合	停職または減給
服		正当な理由がなく引き続きおおむね3週間以上の間勤務を欠いた場合	免職または停職
務	遅刻・早退	勤務時間の始めまたは終わりに繰り返し勤務を欠いた職員については、当該遅参等の時間数を日数換算の上、欠勤の例によ	
関		රිං	
係	休暇等の虚偽申請	病気休暇、特別休暇または職免について虚偽の申請をした場合	減給または戒告
	勤務態度不良	勤務時間中に職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合	減給または戒告
	職場内秩序びん乱	暴行により職場の秩序を乱した場合	停職または減給
		暴言により職場の秩序を乱した場合	減給または戒告
	虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合	減給または戒告
	違法な職員団体活動	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、	減給または戒告
		または公務の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合	浸着みたる港口
		地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、またはその遂行を共謀し、そそ	停職、減給または戒告
		のかし、もしくはあおった場合	「デーモス」の第一の一方である。
	秘密漏えい	故意に職務上知り得た秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	免職または停職
	個人の秘密情報の目的外収集	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場	減給または戒告
		合	えるころして
	政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した場合	戒告
	営利企業等の従事	許可なく営利企業等に従事した場合	停職、減給または戒告
	セクシュアル・ハラスメント	暴行もしくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、または職場における上司・部下等の関係にもとづく影響力を用いることに	免職または停職
	(他の者を不快にさせる職場に		元指み/ころごが表
	おける性的な言動および他の職		停職または減給
	員を不快にさせる職場外におけ	接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した場合	丁*494の/しる/ %減口

	違反行為	事由	懲戒処分の種類
	る性的な言動)	わいせつな言辞等の性的な言動を執ように繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患にり患した場合	免職または停職
		相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	減給または戒告
		相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行ったことにより相手が強度の心的ストレスによる 精神疾患にり患した場合	停職または減給
公	横領	公金または公物を横領した場合	免職
金	窃取	公金または公物を窃取した場合	免職
公	詐 取	人を欺いて公金または公物を交付させた場合	免職
物	紛失	公金または公物を紛失した場合	戒告
の	盗 難	重大な過失により公金または公物の盗難に遭った場合	戒告
取	公物損壊	故意に職場において公物を損壊した場合	減給または戒告
扱	出火・爆発	過失により職場において公物の出火、爆発を引き起こした場合	戒告
い関	諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した場合および故意に届出を怠り、または虚偽の届出をするなどして諸給与を不 正に受給した場合	減給または戒告
係	公金・公物処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金または公物の不適正な処理をした場合	減給または戒告
	コンピュータの不適正使用 (イン ターネットへの不正アクセス、卑 わい文書・図画の閲覧など)	職場のコンピュータを業務外の目的で利用した場合	停職、減給または戒告
公	放火	放火をした場合	免職
務	殺人	人を殺した場合	免職
外	傷害	人の身体を傷害した場合	停職または減給
非	暴行・けんか	暴行を加え、またはけんかをした職員が人を傷害するに至らなかった場合	減給または戒告
行	器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合	減給または戒告
関	横領	自己の占有する他人の物(公金及び公物を除く。)を横領した場合	免職または停職
係	窃盗・強盗	他人の財物を窃取した場合	免職または停職
		暴行または脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	免職
	詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、または人を恐喝して財物を交付させた場合	免職または停職
	とばく	とばくをした場合	減給または戒告
		常習としてとばくをした場合	免職または停職
	麻薬・覚せい剤等の所持または使用	麻薬・覚せい剤等を所持または使用した場合	免職
	めいていによる粗野な言動等	めいていして、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野または乱暴な言動をした場合	減給または戒告
	いん行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、または供与することを約束していん行をした場合	免職または停職
	痴漢行為	公共の乗物等において痴漢行為をした場合	停職または減給
	ストーカー行為	ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第2項に規定するつきまとい等をした場合	停職または減給

違反行為		事 由	懲戒処分の種類
交	飲酒運転での交通事故(人身事故	酒酔い運転で人を死亡させ、または傷害を負わせた場合	免職
通	を伴うもの)	酒気帯び運転で人を死亡させ、または重篤な傷害を負わせた場合	免職
事		酒気帯び運転で人に傷害を負わせた場合	免職または停職
故		酒気帯び運転で人に傷害を負わせ、措置義務違反をした場合	免職
•		人を死亡させ、または重篤な傷害を負わせた場合	免職 , 停職または減給
交	飲酒運転以外での交通事故 (人身	人を死亡させ、または重篤な傷害を負わせ、措置義務違反をした場合	免職または停職
通	事故を伴うもの)	人に傷害を負わせた場合	減給または戒告
法		人に傷害を負わせ、措置義務違反をした場合	停職または減給
規		酒酔い運転をした場合	免職または停職
違		酒酔い運転をし、物の損壊にかかる交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合	免職
反関係	交通法規違反	酒気帯び運転 , 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした場合	酒気帯びの場合は、免 職または停職 その他の場合は、免 職,停職または減給
ネッ	不正アクセス	他人のパスワードを使用し、またはコンピュータ・システムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスし、システムまたは情報資産等の破壊もしくは改ざんを行いまたは情報を漏えいさせた場合	免職または停職
ト ワ		他人のパスワードを使用し、またはコンピュータ・システムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセ スした場合	免職または停職
ー ク	不正アクセス等のほう助	ネットワーク管理者またはパスワードを付与されている利用権者のパスワードを第三者に提供した場合	免職または停職
利 用	ウイルス・不正プログラム等の利 用	故意にウイルスまたは不正なプログラム等を利用してシステムまたは情報資産等を損壊させた場合	免職または停職
関 係		故意にウイルスまたは不正なプログラム等を利用してネットワークの適正な運用を妨げた場合	免職または停職
管理監	指導監督不適正(管理監督責任)	 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者として指揮監督に適正を欠いていた場合 	減給または戒告
血督 者		部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、または黙認した場合	停職または減給
・ 関 係	関係職員の懲戒処分	非違行為をした職員に対し、当該非違行為にかかる事項を教唆し、または当該非違行為をほう助したと認められる場合	停職、減給または戒告
^依 職員		職員の非違行為を了知していたにもかかわらず、当該職員と共に非違行為の全部または一部を行った場合	停職または減給

懲戒処分の公表基準について(適用日:平成20年6月11日)

1 公表基準
(1) 地方公務員法にもとづく懲戒処分(免職、停職、減給または戒告)
(2) 特に市民の関心の大きい事案または社会に及ぼす影響の著しい事案
2 公表の例外
被害者またはその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等においては、公表内容の一部または全部を公表しないことができる。
3 公表する内容
個人が識別されないことを基本として、原則以下のとおりとする。
(1) 発生年月日
(2) 職種または職名
(3) 年齢および性別
(4) 事件概要
(5) 処分内容
(6) 処分年月日
ただし、免職を行った場合または争議行為等、社会に及ぼす影響が大きい事案は、所属、職名および氏名等を公表する場合がある。
4 公表時期および方法
(1) 懲戒処分を行った後に、速やかに公表する。
(2) 公表は資料提供により行う。
ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表しても差し支えないものとする。